

警察官等の支給品及び貸与品に関する事務取扱いについて（例規）

最終改正 令和5. 2. 21 例規務第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察官等に対する支給品及び貸与品の取扱いについては、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年京都府条例第18号）及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則（昭和29年京都府公安委員会規則第6号）に定められているところであるが、事務取扱いの能率的運営と物品会計の適正な処理を図るため、次のとおり個々の事務取扱い手続を定め、別に定めるもののほか、昭和36年2月1日からこの通達により実施することとしたから、事務取扱い上誤りのないようにされたい。

記

1 給貸与品原票

警察官に対する支給品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）の取扱いは、すべて給貸与品原票（別記様式第1）により整理するものとし、その要領については、別に定めるところによるものとする。

2 給貸与品の支給等

(1) 支給品及び代料渡品

支給品及び代料渡品は、次により支給する。

ア 新任者に対しては、本人に装備課長から支給する。この場合、装備課長は、原票1通を所属長に送付するものとする。

イ 定期支給の場合は、その勤務する所属長に対し、装備課長が送付書を添付して一括送付する。

ウ 送付を受けた所属長は、当該職員に現品を支給し、原票に所定事項を記載の上、給貸与品受領書（別記様式第2）を装備課長に提出するものとする。

エ 現に支給を受けている支給品の号数を変更しようとするときは、支給品号数変更申請書（別記様式第3）を装備課長に提出して交換するとともに、原票を訂正するものとする。

(2) 貸与品

ア 警察手帳

（ア）所属長は、所属の警察官が新任、昇任、改姓等により警察手帳の貸与又は書換えを必要とするときは、青色の背景で、冬服又は合服、制服用ワイシャツ又は白ワイシャツ及びネクタイを着用し、階級章を着装した該当する警察官の脱帽上半身をデジタル方式のカメラで撮影し、その記録媒体を添えて、警察手帳貸与（書換）申請書（別記様式第4）により装備課長を経由して申請するものとする。

（イ）装備課長は、警察手帳交付書（別記様式第5）に現品を添えて所属長に送付し、所属長を経て本人に貸与し、当該所属長から警察手帳受領書（別記様式第5の2）を徴するものとする。

（ウ）所属長は、警察手帳の書換えにより、前記2の（2）のアの（イ）の送付を受けた場合は、警察手帳受領書に旧証票を添えて装備課長に送付するものとする。

イ 識別章

（ア）警察本部長、部長等（部長、次長、参事官、サイバーセンター長、組織犯罪対策統括室長及び理事官をいう。以下同じ。）及び警察学校長並びに所属別の識別番号は、別表のとおりとする。

- (イ) 所属長は、前記2の(2)のイの(ア)の規定により、所属の警察官に識別章の識別番号を割り振るとともに、識別章の番号標（以下「識別番号標」という。）を貸与するものとする。
- (ウ) 所属長は、所属の警察官が配置換えになったとき、又は退職、死亡、免職等によりその身分を失ったとき、若しくは休職を命じられたときは、識別番号標を返納させるものとする。
- (エ) 所属長は、識別章番号簿（別記様式第5の3）を備え付け、識別番号標の貸与又は返納の都度、整理するものとする。

ウ 署長章及び副署長章

- (ア) 警察署長又は副署長（以下「署長等」という。）に対して、その職を示す記章として署長章又は副署長章（以下「署長章等」という。）を貸与するものとする。
- (イ) 署長等は、制服を着用する場合は、署長章等を着装しなければならない。
- (ウ) 署長等が人事異動等によりその職を離れる場合は、署長章等を後任者に引き継ぐものとする。

エ その他の貸与品

- (ア) 警察手帳及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則第7条に規定する特殊の被服又は装備品を除く貸与品は、すべて新任のとき装備課長から本人に貸与し、給貸与品受領書を徴するものとする。
- (イ) 警察手帳を除く貸与品が使用に耐えなくなったときは、貸与品交換申請兼受領書（別記様式第6）により装備課長を経由して交換申請するものとする。

3 退職者等に係る給貸与品の返納

- (1) 退職、免職等によりその身分を失い、又は休職を命じられることとなつた者は、自己が保有する給貸与品（防寒靴、手袋、長靴、短靴、出勤靴及び靴下を除く。）に給貸与品返納品目点検表（別記様式第7）を添えて、所属長に提出するものとする。
- (2) 所属長は、所属職員が死亡によりその身分を失つた場合は、その者が保有していた給貸与品を回収し、給貸与品返納品目点検表を作成するものとする。
- (3) 所属長は、前記3の(1)の規定による提出を受け、又は同(2)の規定による回収をしたときは、当該提出又は回収に係る給貸与品（識別番号標及び署長章等を除く。）に給貸与品返納品目点検表の写し、給貸与品返納・廃棄依頼書（別記様式第8）及び警察手帳返納書（別記様式第9）を添えて、装備課長を経由して速やかに返納するものとする。

4 異動の場合の取扱い

警察官の配置換えがあつた場合は、その者の給貸与品（識別番号標及び署長章等を除く。）一切を新所属へ携行させるものとする。

5 亡失又は損傷の場合の取扱い

警察官が給貸与を受け、自己の管理下にある給貸与品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに所属長に報告し、所属長は、給貸与品損傷（亡失）事故報告書（別記様式第10）を作成し、資料を添えて装備課長を経由して報告しなければならない。

再給貸与その他の処理については、当該報告に基づき決定する。

6 支給品の取扱い

支給品の取扱いについては、次に定めるところにより、その適正な管理を徹底するものとする。

- (1) 警察官は、新たに制帽、活動帽、制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト、活動服及び防寒服（以下「制服等」という。）の支給を受けたときは、その支給前における制服等で、使用可能なものの1着（個）のみを予備用として保有するものとする。ただし、地域警察官及び交通警察に従事する制服勤務の警察官は、使用可能なもの2着（個）を予備用として保有するものとする。
- なお、制服等以外の支給品については、予備用としての保有の対象から除くこととするが、適

正な管理を徹底するものとする。

- (2) 警察官は、前記 6 の (1)の規定により予備用として保有する数を超える制服等その他不要となつた支給品（手袋、長靴、短靴及び靴下を除く。）に支給品廃棄品目点検表（別記様式第11）を添えて、所属長に提出するものとする。
- (3) 所属長は、前記 6 の (2)の規定による提出を受けたときは、当該提出に係る支給品に支給品廃棄品目点検表の写し及び給貸与品返納・廃棄依頼書を添えて、装備課長に送付し、処理を依頼するものとする。

7 送付された支給品の処理

- (1) 装備課長は、前記 3 の (3)の規定による返納のあつた給貸与品及び前記 6 の (3)の規定による送付を受けた支給品を、廃棄するものと再使用又は再利用をするものとに分別し、悪用されるとのないよう適切な方法により処理を行うものとする。
- (2) 装備課長は、前記 7 の (1)の規定による廃棄に係る処理を民間業者に委託して行う場合は、装備課の課員を立ち会わせ、当該処理の状況を確認させるものとする。

8 制服等の回収免除

- (1) 所属長は、前記 3 の (2)の規定にかかわらず、公務上死亡した警察官の遺族等から、制服等、夏服上衣及び制服用ワイシャツの全部又は一部について回収免除の申出があつた場合には、制服等回収免除承認申請書（別記様式第12）により、警察本部長の承認（装備課長経由）を受けなければならない。
- (2) 装備課長は、前記 8 の (1)の申出に係る回収免除の承認があつた場合は、当該申出を取り扱つた所属長に認識票（別図）を送付するとともに、制服等回収免除承認簿（別記様式第13）に必要事項を記載してその経過を明らかにしておかなければならぬ。
- (3) 前記 8 の (2)の送付を受けた所属長は、認識票を所定の部分に表示することを条件として、警察官の遺族等に対し回収免除の決定があつたことを通知するものとする。

9 通達の廃止

昭和33年 6月14日付 3 京警務第 744号「給貸与品原簿の改正について」（例規）は、これを廃止する。

別表

警察本部長、部長等及び警察学校長並びに所属別の識別番号

区分	識別番号	区分	識別番号
警察本部長	PP001	川端警察署	KB001～KB999
総務部	部長等 PS001～PS099	上京警察署	KM001～KM999
	公安委員会補佐室 PS101～PS199	東山警察署	HY001～HY999
	総務課 PS201～PS299	中京警察署	NA001～NA999
	情報管理課 PS301～PS399	下京警察署	SI001～SI999
	広報応接課 PS401～PS499	下鴨警察署	SG001～SG999
	会計課 PS501～PS599	伏見警察署	FM001～FM999
	装備課 PS601～PS699	山科警察署	YS001～YS999
	留置管理課 PS701～PS799	右京警察署	UK001～UK999
警務部	部長等 PM001～PM099	南警察署	MN001～MN999
	警務課 PM101～PM199	北警察署	KI001～KI999
	厚生課 PM201～PM299	西京警察署	NK001～NK999
	教養課 PM301～PM399	向日町警察署	MM001～MM999
	監察官室 PM401～PM499	宇治警察署	UJ001～UJ999
生活安全部	部長等 PA001～PA099	城陽警察署	JY001～JY999
	生活安全企画課 PA101～PA199	八幡警察署	YW001～YW999
	人身安全対策課 PA201～PA299	田辺警察署	TN001～TN999
	少年課 PA301～PA399	木津警察署	KZ001～KZ999
	生活保安課 PA401～PA499	亀岡警察署	KO001～KO999
	サイバー企画課 PA501～PA599	南丹警察署	NT001～NT999
	サイバー捜査課 PA601～PA699	綾部警察署	AB001～AB999
地域部	部長等 PC001～PC099	福知山警察署	FY001～FY999
	地域課 PC101～PC199	舞鶴警察署	MR001～MR999
	通信指令課 PC201～PC299	宮津警察署	MZ001～MZ999
	機動警ら課 PC301～PC399	京丹後警察署	KT001～KT999
	鉄道警察隊 PC401～PC499		
刑事部	部長等 PJ001～PJ099		
	刑事企画課 PJ101～PJ199		
	捜査第一課 PJ201～PJ299		
	捜査第二課 PJ301～PJ399		
	捜査第三課 PJ401～PJ499		
	鑑識課 PJ501～PJ599		
	組織犯罪対策第一課 PJ601～PJ699		
	組織犯罪対策第二課 PJ701～PJ799		
	組織犯罪対策第三課 PJ801～PJ899		
	科学捜査研究所 PJ901～PJ910		
交	機動捜査隊 PJ911～PJ999		
	部長等 PK001～PK099		
	交通企画課 PK101～PK199		
交	交通規制課 PK201～PK299		

通 部	交通指導課	PK 301～PK 399
	交通捜査課	PK 401～PK 499
	運転免許試験課	PK 501～PK 699
	交通機動隊	PK 701～PK 899
	高速道路交通警察隊	PK 901～PK 999
警 備 部	部長等	PB 001～PB 099
	警備第一課	PB 101～PB 199
	警備第二課	PB 201～PB 299
	公安課	PB 301～PB 399
	警衛警護課	PB 401～PB 499
	外事課	PB 501～PB 599
	機動隊	PB 601～PB 799
京 都 市 警 察 部	部長	CK 001
	企画課	CK 101～CK 199
学 校	警察学校長	PG 001
	警察学校	PG 101～PG 999

別記

様式第1

(表)

給貸与品原票	階級 （任命 昇任 年月日）	警 視 (· ·)	ふり がな 氏名		頭 文 字
		警 部 (· ·)			
		警 部 補 (· ·)			
		巡査部長 (· ·)			
		巡 査 長 (· ·)			
		巡 査 (· ·)			
品 目	号 数	支 給 年 月 日			
冬 帽 子		· ·	· ·	· ·	· ·
合 帽 子		· ·	· ·	· ·	· ·
夏 帽 子		· ·	· ·	· ·	· ·
冬 活 動 帽 子		· ·	· ·	· ·	· ·
合 活 動 帽 子		· ·	· ·	· ·	· ·
夏 活 動 帽 子		· ·	· ·	· ·	· ·
冬 服	上		· ·	· ·	· ·
	ベ		· ·	· ·	· ·
	下		· ·	· ·	· ·
合 服	上		· ·	· ·	· ·
	ベ		· ·	· ·	· ·
	下		· ·	· ·	· ·
夏 服	上衣・長		· ·	· ·	· ·
	ル・半		· ·	· ·	· ·
	ペス ト		· ·	· ·	· ·
	ズボン		· ·	· ·	· ·
	スカート		· ·	· ·	· ·
冬ワイシャツ		· ·	· ·	· ·	· ·
合ワイシャツ		· ·	· ·	· ·	· ·
冬ズボン		· ·	· ·	· ·	· ·
合ズボン		· ·	· ·	· ·	· ·
冬ネクタイ		· ·	· ·	· ·	· ·
合ネクタイ		· ·	· ·	· ·	· ·
冬 活 動 服		· ·	· ·	· ·	· ·
合 活 動 服		· ·	· ·	· ·	· ·
防 寒 服		· ·	· ·	· ·	· ·
雨 衣	上		· ·	· ·	· ·
	下		· ·	· ·	· ·
ベルト		· ·	· ·	· ·	· ·

(裏)

所 属	課 署 等 名	配 置 年 月 日	私 服 療 休 養 職 期 間	療養、休職は期間とその区別を朱書すること			
				自	・	・	・
				至	・	・	・
				自	・	・	・
				至	・	・	・
				自	・	・	・
				至	・	・	・
				自	・	・	・
				至	・	・	・
				自	・	・	・
貸 与 品			被 服 代 料 渡 品				
品 目	貸 与 年 月 日	品 目	貸 与 年 月 日	品 目	号 数		
階 級 章	・ ・	無線機用調整具	・ ・	手袋(白)			
識 別 章	・ ・	略 帽	・ ・	手袋(革)			
警 察 手 帳	・ ・	拳銃手入れ具	・ ・	長 靴			
	番号 -----	帽子雨覆い		短 靴			
手 錠	・ ・	交通腕章	・ ・	出 動 靴			
	番号 -----	肩掛けかばん		靴 下			
警 笛	・ ・	夜光チョッキ	・ ・				
警 棒	・ ・	乗車用ヘルメット	・ ・				
帶 革	・ ・	乗車用手袋	・ ・				
手 錠 入れ	・ ・	防寒用手袋	・ ・				
警笛つりひも	・ ・	防 寒 靴	・ ・				
警 棒 つり	・ ・	雨 帽 子	・ ・				
拳銃入れ	・ ・	雨 ズボン	・ ・				
拳銃つりひも	・ ・	襟 章	・ ・				
拳銃用調整具	・ ・						

様式第2

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

給 貸 与 品 受 領 書

下記のとおり受領しました。

記

1 受領者

係名 階級 氏名

2 受領した給貸与品

支 給 品				貸 与 品			
品 目	数 量	備 考		品 目	数 量	備 考	
冬 帽 子	個			階 級 章	個		
合 帽 子	個			識 別 章	個		
夏 帽 子	個			手 錠	個		
冬 活 動 帽 子	個			警 笛	個		
合 活 動 帽 子	個			警 棒	本		
夏 活 動 帽 子	個			帶 革	本		
冬 服	着			手 錠 入 れ	個		
合 服	着			警 笛 つ り ひ も	本		
冬 ワイシャツ	着			警 棒 つ り	個		
合 ワイシャツ	着			拳 銃 入 れ	個		
夏 上衣 (長袖)	着			拳 銃 つ り ひ も	本		
上衣 (半袖)	着			拳 銃 用 調 整 具	個		
ズボン	着			無 線 機 用 調 整 具	個		
服 スカート	着			略 帽	個		
冬 活 動 服	着			帽 子 雨 覆 い	個		
合 活 動 服	着			交 通 腕 章	個		
冬 ベスト	着			肩 掛 け か ば ん	個		
合 ベスト	着			夜 光 チョッキ	着		
夏 ベスト	着			乗 車 用 ヘルメット	個		
冬 ズボン	着			雨 帽 子	個		
合 ズボン	着			雨 ズボン	着		
冬 ネクタイ	本			襟 章	個		
合 ネクタイ	本						
冬 活 動 ネクタイ	本						
合 活 動 ネクタイ	本						
ベルト	本						
ベルト (夏用)	本						

防 寒 服	着			
雨 衣	着			

注 被支給者が多数のときは、様式第2の2をもって代えることができる。

様式第2の2

年 月 末 日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(裝備課長)

第 号
年 月 日

(所属長)

給 貸 与 品 受 領 書

下記のとおり受領したから報告する。

記

様式第3

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

年	月	末日	廃棄
---	---	----	----

第 号
年 月 日

(所属長)

支 給 品 の 号 数 変 更 申 請 書

下記のとおり支給品の号数を変更されたく申請する。

記

被貸与者階級、 氏 名			
品 目		旧号数	
		新号数	
号数変更の理由			
備 考			

注 「号数変更の理由」欄は、特別な理由がある場合を除き、記載を要しない。

様式第4

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日
長

警察手帳貸与（書換）申請書

下記のとおり警察手帳を貸与（書換え）されたく、申請する。

記

※貸与（書換え）品目			貸与（書換え） の 理 由	被貸与者階級、 氏 名	貸与年月日	証票番号	備 考
本 体	記 章	証 票					

注1 貸与（書換え）する該当欄に○印を記入すること。

2 改姓の場合は、備考欄に旧姓を記入すること。

樣式第 5

殿

年 月末日廃棄

装第 号

年 月 日

裝備課長

警 察 手 帳 交 付 書

月 日付け 第 号をもって申請のあつた警察手帳について、下記のとおり、
交付することとしたので、本人に貸与の上、受領書を送付されたい。

記

様式第5の2

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

年 月末日廃棄

第 号
年 月 日

警 察 手 帳 受 領 書

月　　日付け　装第　　号をもって交付を受けた警察手帳について、下記のとおり、
受領した。

記

注 昇任、改姓等による警察手帳の書換えの場合は、備考欄に旧証票の添付の有無を記入すること。

様式第5の3

識別章番号簿

所属名

識別番号	被貸与者		被貸与者		被貸与者		被貸与者	
	階級		階級		階級		階級	
	氏名		氏名		氏名		氏名	
	貸与	年月日	貸与	年月日	貸与	年月日	貸与	年月日
	返納	年月日	返納	年月日	返納	年月日	返納	年月日
~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~
~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~
	階級		階級		階級		階級	
	氏名		氏名		氏名		氏名	
	貸与	年月日	貸与	年月日	貸与	年月日	貸与	年月日
	返納	年月日	返納	年月日	返納	年月日	返納	年月日

樣式第 6

京都府警察本部長 殿
(裝備課長)

年 月末日 廃棄

第 号

年 月 日

(所属長)

貸 与 品 交 換 申 請 兼 受 領 書

下記のとおり貸与品の交換を申請し、受領しました。

記

年 月末日廃棄

給貸与品返納品目点検表

所 属	係	階 級	氏 名	返 納 年 月 日	返 納 理 由
支 給 品			貸 与 品		
品 目	数 量	備 考	品 目	数 量	備 考
冬 帽 子			階 級 章		
合 帽 子			識 別 章 (本体)		
夏 帽 子			手 錠		鍵 個
冬 活 動 帽 子			警 笛		
合 活 動 帽 子			警 棒		
夏 活 動 帽 子			帶 革		
冬 服	上 衣		手 錠 入 れ		
	ベ 斯 ト		警 笛 つ り ひ も		
	ス カ ー ト		警 棒 つ り		
合 服	上 衣		拳 銃 入 れ		
	ベ ス ト		拳 銃 つ り ひ も		
	ス カ ー ト		拳 銃 用 調 整 具		
夏 服	上衣・長袖		無 線 機 用 調 整 具		
	上衣・半袖		略 帽		
	ベ ス ト		帽 子 雨 覆 い		
	ズ ボ ン		交 通 腕 章		
	ス カ ー ト		肩 掛 け か ば ん		
冬 ワイシャツ			夜 光 チ ョ ツ キ		
合 ワイシャツ			乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト		
冬 ズボン			雨 帽 子		
合 ズボン			雨 ズ ボ ン		
冬 ネクタイ			襟 章		
合 ネクタイ					
冬 活 動 服					
合 活 動 服					
防 寒 服					
雨 衣	上 衣				
	ズ ボ ン				
ベ ル ト					

注 この点検表の保存期間は、給貸与品を返納した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して1年とする。

様式第8

殿

年	月	末日廃棄
---	---	------

第
年
月
日
長

給貸与品返納・廃棄依頼書

1 返納・廃棄依頼別

- 返納（退職者等）
 廃棄依頼

2 返納・廃棄依頼に係る者の氏名等

階級	氏名	提出年月日	階級	氏名	提出年月日

3 返納・廃棄依頼をする給貸与品の内訳

支 給 品				貸 与 品			
品 目	数 量	備 考	品 目	数 量	備 考	品 目	数 量
冬 帽 子			階 級 章				
合 帽 子			識 別 章 (本体)				
夏 帽 子			手 錠			鍵 個	
冬 活 動 帽 子			警 笛				
合 活 動 帽 子			警 棒				
夏 活 動 帽 子			帶 革				
冬 上 衣			手 錠 入 れ				
服 ベ ス ト			警 笛 つ り ひ も				
合 ス カ 一 ト			警 棒 つ り				
服 上 衣			拳 銃 入 れ				
夏 ベ ス ト			拳 銃 つ り ひ も				
服 ス カ 一 ト			拳 銃 用 調 整 具				
上 衣 ・ 長 袖			無 線 機 用 調 整 具				
上 衣 ・ 半 袖			略 帽				
ベ ス ト			帽 子 雨 覆 い				
ズ ボ ン			交 通 腕 章				
服 ス カ 一 ト			肩 掛 け か ば ん				
冬 ワイシャツ			夜 光 チ ョ ツ キ				
合 ワイシャツ			乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト				
冬 ズ ボ ン			雨 帽 子				
合 ズ ボ ン			雨 ズ ボ ン				
冬 ネ ク タ イ			襟 章				
合 ネ ク タ イ							
冬 活 動 服							
合 活 動 服							
防 寒 服							
雨 上 衣							
衣 ズ ボ ン							
ベ ル ト							

注 1 返納・廃棄依頼の種別をチェックすること。

2 返納・廃棄依頼に係る者が2人以上である場合は、数量欄にその合計数を記載すること。

3 返納にあっては給貸与品返納品目点検表（別記様式第7）を、廃棄依頼にあっては支給品廃棄品目点検表（別記様式第11）を添付すること。

様式第9

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日
(所属長)

警察手帳返納書

下記のとおり警察手帳を返納する。

記

本体	記章	証票	証票番号	階級	氏名	返納の事由及び発生年月日

様式第10

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)

第 号
年 月 日
(所属長)

給貸与品損傷（亡失）事故報告書

みだしのことについて、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所属、係、階級（職名）及び氏名
- 2 給貸与品の名称、号数及び給貸与年月日
- 3 事故発生の年月日時及び場所
- 4 事故発生の原因及び内容の詳細
- 5 事故後の措置
- 6 損失補償に対する所属長の意見

様式第11

支 給 品 廃 棄 品 目 点 檢 表

所属	係	階級	氏名	提出年月日	提出理由
品 目				数 量	備 考
冬 帽 子					
合 帽 子					
夏 帽 子					
冬 活 動 帽 子					
合 活 動 帽 子					
夏 活 動 帽 子					
冬 服	上 衣				
	ベ ス ト				
	ス カ 一 ト				
合 服	上 衣				
	ベ ス ト				
	ス カ 一 ト				
夏 服	上 衣・長 袖				
	上 衣・半 袖				
	ベ ス ト				
	ズ ボ ン				
	ス カ 一 ト				
冬 ワ イ シ ャ ツ					
合 ワ イ シ ャ ツ					
冬 ズ ボ ン					
合 ズ ボ ン					
冬 ネ ク タ イ					
合 ネ ク タ イ					
冬 活 動 服					
合 活 動 服					
防 寒 服					
雨 衣	上 衣				
	ズ ボ ン				
ベ ル ト					

注 この点検表の保存期間は、支給品を提出した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して1年とする。

様式第12

年 月末日廃棄

京都府警察本部長 殿
(装備課長)第 号
年 月 日
(所属長)

制服等回収免除承認申請書

所 属	階 級	氏 名	年 齢

回収免除の 理 由	公務上死亡 その他 ()
申 請 品 目	冬 帽 子 合 帽 子 夏 帽 子 冬 活 動 帽 子 合 活 動 帽 子 夏 活 動 帽 子 冬 服 上 衣 合 服 上 衣 冬 活 動 服 (ベストを含む。) (ベストを含む。) 合 活 動 服 防 寒 服
所属長意見	

注 1 該当する語句を○で囲むこと。

2 「その他」を○で囲んだ場合は、括弧内にその理由を略記し、具体的な理由等を記載した書面を添付すること。

様式第13

制 服 等 回 収 免 除 承 認 簿

免除を必要とする者			免 除 品 目 • 数 量												承 認		備 考
所 属	階 級	氏 名	冬 帽 子	合 帽 子	夏 帽 子	冬 活 動 帽 子	合 活 動 帽 子	夏 活 動 帽 子	冬 服 上 衣	合 服 上 衣	冬 活 動 服	合 活 動 服	防 寒 服	番 号	年 月 日		